

第 4 4 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 4 年 6 月 8 日（金）  
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 4 年 6 月 8 日、第 4 4 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 5 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	城 谷 英 之
6 番	福 永 繁 一	1 5 番	高 井 國 年
7 番	前 川 裕 量	1 6 番	松 岡 秀 人
8 番	難 波 靖 通		

1. 欠席議員 1 名

1 4 番 吉 識 定 和

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	産 業 課 長	近 藤 博 之
下 水 道 課 長	井 上 茂 樹	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

代 表 監 査 委 員 城 谷 章

1. 議事日程

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名  
第 2 会 期 の 決 定  
第 3 諸 報 告  
第 4 議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名  
日程第 2 会 期 の 決 定  
日程第 3 諸 報 告  
日程第 4 議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

## 1. 議案件名

- 報告第 5号 平成23年度兵庫県町土地開発公社事業報告について  
報告第 6号 平成23年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について  
報告第 7号 平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について  
報告第 8号 平成23年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
議案第33号 中播公平委員会委員の選任について  
議案第34号 平成23年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
議案第35号 平成23年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について  
議案第36号 平成23年度福崎町水道事業剰余金処分について  
議案第37号 平成23年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について  
議案第38号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
議案第39号 福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第40号 平成24年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について  
議案第41号 共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について  
議案第42号 工事請負契約について  
議案第43号 工事請負契約について  
議案第44号 工事請負契約について

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第445回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

田植えシーズンとなり、梅雨入りの季節となりました。

本日ここに第445回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、本日は早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにありがとうございます。

さて、今期定例会に付議されます案件は、報告第5号から第8号までの4件、議案第33号から第44号までの12件の、計16件が予定されております。

何とぞ議員各位には慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願い申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は15名でございます。

定足数に達しております。

よって、第445回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の議会に吉識議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

これより本日の日程に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長が指名いたし

ます。

1 番、北山孝彦議員

10 番、釜坂道弘議員

以上の両君をお願いいたします。

## 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。

去る6月1日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元にお渡ししております日程表（案）のとおり、本日から6月20日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月20日までの13日間といたします。

## 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

第444回臨時会閉会后、本日までの主要事項について、事務局から報告させます。

書 記 諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

その中で、主なものを申し上げます。

5月28日、福崎町商工会館において、福崎町商工会通常総代会が行われ、副議長が出席し、あいさつを述べてまいりました。

5月31日、福崎町文化センターにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が行われ、議長が出席し、あいさつを述べてまいりました。

6月4日、福崎町商工会館において、福崎町経営者協会通常総会が行われ、議長が出席し、あいさつを述べてまいりました。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんいただければ幸いと存じます。

## 日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第5号、平成23年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、議案第44号、工事請負契約についての計16件を一括議題といたします。

これから町長提案の議案に対する上程理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第445回福崎町議会定例会に、農繁期で大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

きょうの朝、NHKのラジオ放送で、きょうは何の日というのを聞いておりますと、1945年、昭和20年でありますけれども、きょうはポツダム宣言を受

諾せず、本土決戦を行うということを決めた日であります。私は当時4年生でありましたけれども、当時を思いながら感慨にふけたわけであります。

もし、このときに、ポツダム宣言を受諾していたなら、8月の6日、9日の広島、長崎の原爆の投下はなかったでありましょうし、姫路が焼かれたのは今月の終わりごろでありますけれども、それもなくて済んだわけであります。

しばらくたってポツダム宣言を受諾し、8月の15日に終戦を迎えるわけでありますけれども、大変大きな犠牲者をこのために出したということを見ると、残念でなりません。

そしてまた戦争が終わって、昭和22年の年になって労働基準法が制定されました。そしてきょうは、これまで聖職とされておりました先生も労働権が認められ、日教組が結成された日、これもきょうというふうにNHKのラジオは伝えていたわけであります。

さて、3月議会から6月にかけて、世界は大きく変化をいたしました。

サッチャー、レーガン時代から続いてきた新自由主義に対して抵抗の活動は続いてきましたが、この時期に大きな運動として顕在化してまいりました。新自由主義は、国にあっては小さな政府を、国民に対しては、いのち、くらしを切り縮めることを要求してまいりました。

結果として、弱肉強食社会が進行し、貧富の差が拡大しました。この貧富の差を解消しようとする動きは活発化し、中東では民主化の風が吹いています。ヨーロッパでは、フランスでサルコジ大統領の再選を阻止し、ギリシャではやり直し選挙が進んでいます。この動きは世界的に加速するのではないかと、私は考えております。

日本では、まだ新自由主義的な動きは大きな比重を占めているように見えますが、今続いている国会の状況の根底には新自由主義に対する評価の対立があり、日本においても、フランスやギリシャと共通する国民の芽生えが大きくなっていると見ています。

5月3日は憲法記念日です。今年は、3.11の復興をめざす中で、沖縄の基地をめぐる、尖閣諸島、竹島、千島列島を含む領土をめぐる、憲法問題が大きく取り上げられました。とりわけ、第9条を中心とした改憲と護憲の動きが双方で取り組まれました。

私は「憲法をくらしの中へ」を一貫して掲げてまいりました。公務員である以上、憲法第99条を守って、これからも進んでいきたいと考えています。戦中、戦後を体験し、今も生きている私としては、平和であることがどれほど大切かをしみじみと思うのであります。次の大戦が起これば、必ずや核兵器が使われるでしょう。そうなればどうなるのでしょうか。その被害は広島や長崎をはるかに超えるものだと思います。小さな町ではあっても、格差の是正、平和への取り組みは人類の進歩と発展に寄与できると確信しております。

町内に目を移しますと、大きな出来事がありました。

一つは、有限会社アケボノ企画との裁判が結審しました。今回の裁判は勝訴であります。前回の裁判は敗訴であります。そのため、前回の司法判断に沿って執行していかなければなりません。財政事情は厳しいものですが、いつまでも放置することは許されないと考え、補正予算案を提出しております。その額は1,600万円を超えており、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになります。

もう一つは、下水道工事における不正工事の発覚であります。6月号広報にも書きましたが、危機管理の大切さを痛感しています。今年は地産地消のまちづく

りを提唱し、福崎町にある人、もの、組織に光を当て、再評価して、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」づくりに貢献したいと考えておりました。その中であって、一部の町内業者による確信的な不正工事はまことに残念であります。さっそく調査委員会を設置し、調査を進めております。

大切なことは、再発の防止であります。しっかりと総括を行い、教訓をくみ取り、再発防止に努めていきたいと考えております。

今、節電が大きな課題となっています。電気エネルギーは私たちの生活にとって欠かせないものになっています。

原子力発電所は運転開始当初から賛否が論じられてきました。福島原発の事故によって、放射能に関する知識技能は初歩的なものであって、放射能を制御する十分な力を持っていないことが露呈いたしました。ドイツでは原発に頼らないエネルギー政策を打ち出し、スイスその他多くの国々でその方向での論議が続いています。地震列島と言われる日本でも原発に頼らないエネルギー政策を推進すべきだと私は考えています。

間もなく最暑期を迎えますが、節電に努め、この夏を乗り切っていかなければなりません。町としても町内の皆様に節電の協力をお願いしていきたいと考えております。

さて、今議会への提案は、報告4件、議案12件の総数で16件であります。

詳細説明は、副町長を初め各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、各課の取り組み状況を報告させていただきます。

総務課では、6月1日の善意の日に、長年ボランティアなどの活動をされた3団体と4名の方に福崎町善意賞（クロガネモチ賞とサルビア賞）を贈りました。今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しているわけであります。

次に、選挙事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は6月1日の基準日現在、男子7,415人、女子8,081人、合計で1万5,496人となり、前回3月基準日より26人の増となっております。

企画財政課については、有限会社アケボノ企画の訴訟判決にかかわる対応経費として、1,620万円の補正予算を計上していますが、予算執行に当たっては慎重に対応して対処してまいりたいと考えております。

「福崎町建設工事にかかる不正行為に関する調査委員会」を4月に設置しました。町が発注した建設工事等で不正な行為や重大な事案が発生したため、原因調査や再発防止を図るための取り組みを強めて進めています。

自治基本条例制定については、町における自治の基本理念や行政運営の基本原則を明確にし、町民にとってよりわかりやすい行政運営を行うため、「福崎町自治基本条例」の制定に取り組んでいます。条例案を検討するため、一般公募や学識経験者、町議会議員、町内団体代表等で構成する「福崎町自治基本条例検討委員会」を設置し、進めてまいります。

税務課につきましては、平成24年度の住民税特別徴収納税通知書は5月9日に1,661事業所に、また軽自動車税につきましては8,465台の納税通知書を5月11日に発送いたしました。

平成24年度町税等の集合徴収納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月15日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月13日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け、電話催促及び夜間徴収を実施しました。

滞納整理対策委員会では、関係者の納税者リストをもとに合同徴収を行いました。

た。昨年に引き続き、兵庫県滞納整理回収チームに4月から派遣をお願いし、連携を図りながら滞納整理に努めてまいります。

住民生活課では、平成24年度福崎町消防団操法大会を5月13日、福崎東中学校において実施しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝。小型動力ポンプは庄分団が優勝、準優勝が福田分団、3位が辻川分団でした。新町分団と庄分団は、来る7月8日に兵庫県立広域防災センターで開催されます中播磨地区消防操法大会に福崎代表として参加をいたします。

健康福祉課についてですが、国民健康保険事業（医療分）に係る税率は9年ぶりの増額改定となりました。さらに、3年ごとの介護保険、2年ごとの後期高齢の税率改正も重なる年に当たり、国保世帯には大きな負担を強いることとなりますが、今後も国保財政の安定化に努めていきますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

保健事業は特定基本健康診査・がん検診を、6月11日から7月14日まで、土・日を含み11日間実施します。1人でも多くの皆さんに受診していただくよう、未受診者への受診勧奨を積極的に行い、町民の健康増進及び医療費の抑制に努めていきたいと考えております。

食育の推進につきましては、地域の食の伝統や食育活動にかかわっていただける「食育サポーター」の募集をしております。また、近畿医療福祉大学と連携し、親子の運動や食の大切さを学ぶ「学童期運動・食育教室」を1年を通して開催します。

巡回バス「サルビア号」の再編成については、2社からの応募があり、今後、内容を精査して事業者を決定し、詳細な運行計画を策定してまいりたいと考えております。

産業課では、農業者戸別所得補償制度は本年度も引き続いて実施します。また、人と農地の将来を考えるための「人・農地プラン」の作成について、農会長会で説明し、各集落での取り組みをお願いしております。

松くい虫航空防除事業は、5月29日に第1回目を実施し、第2回目を6月19日に実施する予定です。松枯れの被害は年々拡大しており、福崎西部地区においては、これ以上防除の効果が見込まれないことから中止し、本年度は福崎東部地区においてのみ実施をいたします。

福崎町商工会では、1割お得な「なっ得商品券」を7月1日から販売し、福崎町の消費拡大と地域商業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

まちづくり課では、中島井ノ口線は関係機関と調整を図り、平成24年10月中旬の供用開始を目指しております。

JR福崎駅周辺整備は、町の玄関口にふさわしい駅前広場の規模や必要な機能の検討、周辺道路の整備に向けた計画策定を進めてまいりたいと思います。

長野橋は、国道312号を補完する幹線道路の要として、また小中学生の通学路として特に重要な役割を担っているため、歩行者の安全性の向上を目指し、長野橋上流側に歩道橋設置に向けた測量設計を実施いたします。

都市計画道路は現在の社会情勢、福崎町の目指すべき将来都市像に対応する長期的な視点に立って必要性の検証を行い、見直し作業を進めてまいります。

下水道課であります。福崎浄化センターについては、面整備の拡大とともに、接続件数が約3,000件となり、引き続き順調な運転と良好な水質を得ております。

下水道面整備については、八反田東地区、西光寺地区の第1、第2工区が完了

いたしました。このたび、西光寺地区下水道面整備工事3カ所の入札を執行し、本会議の承認を得て契約締結し、工事を進めてまいりたいと考えております。

雨水幹線整備事業については、川東地区の川すそ雨水幹線渠工事は予算を繰り越しし、6月末の完成に向け工事を進めております。また、川西地区の川端雨水幹線については、整備のための詳細設計業務を進めているところでございます。

出納室であります。5月31日をもって平成23年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調製を行っています。

また、各課の庁用備品購入の一括見積書、購入見積書を物品登録業者から徴収し、関係課と調整中であります。

学校教育課ですが、保育ニーズの多様化及び地域子育ての支援機能の充実に対応するため、本町2例目の幼保一体化施設として田原幼稚園を4月に開設し、保育所173名、幼稚園23名、合計196名でスタートをいたしました。園内には子どもたちの笑顔があふれ、元気な声が響いております。また、本町3例目の幼保一体化施設となる八千種幼稚園建設工事に向け、実施設計を行います。

トライやる・ウィークについては、町内の78事業所等の協力を得て、6月4日から6月8日まで実施しています。中学2年生の生徒が、さまざまな活動や社会体験を通して感性や創造性を高めながら、生きる力の育成につながる経験ができるものと考えております。

社会教育課では、第30回福崎町美術展を5月17日から20日までの3日間で行いました。洋画、日本画、書、彫塑・工芸、写真の5部門に190作品の応募があり、20日には表彰式を文化センター大ホールで実施いたしました。

柳田國男・松岡家記念館は、町立になり2年目を迎えました。記念館では、ことしから2年間、東京学芸大学の石井正己先生を顧問に迎え、各種行事に取り組んでまいります。

第33回山桃忌はエルデホールを会場に、8月4日・5日に実施し、4日には講演会とかたりべを、5日は遠野市からお借りした映画「遠野物語」を上映する予定といたしております。

水道課では、5月10日に山崎配水池進入道路下流管渠布設工事の入札を行い、工事に着手をしております。また、下水道工事に伴う配水管移設工事――西光寺のところでもあります。発注を予定しているところであります。

以上、冒頭報告及び提案説明とさせていただきます。

議長 ただいま、上程議案に対する町長の主要の説明が終わりました。

これからは議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、報告第5号、平成23年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び報告第6号、平成23年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 報告第5号について、ご説明を申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資している、地方自治法221条第3項に該当する法人です。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただきますものであります。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成23年度における事業の概況であります。土地の取得は2ページ上段となりますが、23年度の実績はありませんでした。一方、土地の処分につきましては、2ページ下段に一覧表をお示ししております。処分に該当する

ものは、23年度買戻額欄で元金相当額があるものとなります。件数で2件、金額で1億2,375万3,000円。このうち平成23年度で処分が完了した土地はありませんでした。この結果、兵庫県町土地開発公社の平成23年度末土地現在額は、4件で4億2,516万8,000円となっています。

それでは、3ページから財務の概況をご説明申し上げます。

まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出の収入は、1款、事業収益では1節、一般事業売却収益が1町からの元金利子相当分で1億3,204万2,481円。2項の事務費収益はありませんでした。

2款の事業外収益では、1節、基本財産利息が12町からの出資金に対する利息で2万4,292円。2節の預金利息はそれ以外の預金利息で、1万1,662円。それらの合計が3万5,954円となりまして、収益的収入合計は1億3,207万8,435円であります。

次に、4ページの支出であります。1款、事業原価は1節、一般土地売却原価、1町分の元金利子合計の1億3,204万2,481円。

2款の販売費及び一般管理費は1節、旅費、3節、需用費、4節、役務費、6節、負担金、補助及び交付金で、合計としまして20万2,323円となりまして、収益的支出合計は1億3,224万4,804円で、この結果、当期純利益は16万6,369円の損失となりました。

次ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、これはございませんでした。

支出につきましては、2項、長期借入金返還金、1節の一般事業償還金が1町、2件分の元金1億2,375万3,000円。資本的支出合計は1億2,375万3,000円となっています。

6ページの借入金の概要では、期末残高は土地現在額と同額の4億2,516万8,000円となっております。

監査の実施状況でございますが、決算監査を平成23年4月22日に行っております。

次に、11ページをお開き願います。

11ページからは、平成23年度の計算書類をお示ししております。

11ページは損益計算書。12ページは貸借対照表。13ページでございますが、キャッシュ・フロー計算書。14ページは財産目録をお示ししております。

15ページでございますが、附属明細表をそれぞれお示ししております。

17ページは監査報告書でございます。4月20日に2名の監事に監査を受けております。

また、次ページからは、平成24年度の事業計画及び資金計画をお示ししております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第6号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました。平成23年度一般会計予算の繰越明許費につきまして繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものです。

次のページをお開きください。

平成23年度一般会計予算の繰越明許費は、款、土木費、項、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金の交付対象事業である中島井ノ口線整備事業で、事業費5,142万5,540円のうち4,400万円と、町単独道路改良事業から200万円を平成24年度に繰り越しいたしました。その財源といたしましては、未収



入特定財源は国庫支出金の2, 200万円と、地方債1, 980万円であります。

報告第6号説明資料の1ページに箇所図をおつけしておりますので、ご参照ください。

次に、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業の180万円は、台風12号による災害箇所のうち、上中島と桜の水路及び南田原水利組合の水路護岸の仮復旧の計3カ所に係るものです。既収入特定財源10万円は地方債でございます、資金区分は財政融資となっております。平成23年度で借り入れ、翌年度に繰り越しいたしました。

また、同じく地元分担金1万7, 000円につきましても、平成23年度で収入しましたので、翌年度に繰り越しいたしました。未収入特定財源は県支出金の160万6, 000円であります。

報告第6号説明資料2ページに箇所図をおつけしておりますので、ご参照ください。

災害復旧費の既収入特定財源を含めた一般財源は、439万4, 000円となるため、繰越明許費繰越金として翌年度へ繰り越しをしております。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次、報告第7号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 報告第7号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

この報告は、3月議会で議決をいただきました、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書ができましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。

繰越明許費の繰越計算書でございます。繰越額は款、項とも下水道事業費。事業名、公共下水道事業。金額1億6, 240万円の全額を繰り越しするもので、財源の内容は、既収入特定財源の基金繰入金1, 360万円、国県支出金が6, 640万円、その他、地方債が8, 020万円、一般財源が220万円でございます。

繰越額の内訳につきましては、西治地区下水道管移設工事にあてる事業費2, 768万9, 000円。マンホールポンプ場機械電気設備工事にあてる事業費285万9, 200円。雨水浸水対策で川すそ雨水幹線渠工事、ヤゴ雨水幹線渠工事、川端雨水幹線詳細設計業務等にあてる事業費2, 955万2, 300円。未契約の西光寺地区下水道面整備工事にあてる事業費約1億230万円となっております。

報告第7号資料に繰り越ししました契約済み工事等の箇所図を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上、報告第7号の説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次、報告第8号、平成23年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 報告第8号、平成23年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

次のページの繰越計算書をごらんください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の繰越額で、

この事業は経営体育成基盤整備事業（西治地区）1件の工事費を繰り越すものでございます。繰り越しとなった理由は、年度内完成を目指しておりましたが、ほ場整備事業の年度内完成が不可能となり繰り越すものでございます。

事業費といたしましては732万1,650円が予算計上額でございます。そして平成23年度の出来高が540万円ということで、この額が支払義務発生額でございます。したがって、翌年度繰越額が192万1,650円でございます。この財源内訳といたしましては、県の土地改良センターからの工事負担金となっております。

報告第8号資料の1ページに位置図等を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

以上で、報告第8号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 次、議案第33号、中播公平委員会委員の選任について、本案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 議案第33号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

昭和53年7月に中播公平委員会を共同設置し、現在3町5一部事務組合で構成しています。3名で構成しています委員のうち、神河町の浦上健治氏の任期が今月30日をもって満了いたします。

委員の選考に当たっては、本委員会を構成する関係町長、一部事務組合管理者が協議する中、前任と同じ神河町から、改めて浦上健治氏を中播公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものであります。

主な経歴についてご説明いたします。住所は神河町高朝田795番地の26。氏名、浦上健治。生年月日、昭和22年7月27日。現在64歳であります。昭和41年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

主な職歴といたしましては、昭和41年4月に姫路市消防局に採用、昭和51年3月に姫路市消防局を退職、同年4月に中播消防事務組合に採用、平成14年4月に中播消防事務組合消防長に就任、平成19年3月に退職されています。

また、役職歴といたしましては、平成20年7月に中播公平委員会委員に就任され、現在に至っておられます。

議案第33号資料に「私の抱負」と任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

浦上氏は姫路市消防局に10年間、中播消防事務組合で31年間、合わせて41年間勤められた豊富な行政経験があり、人格高潔で見識豊富な方ですので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議 長 次、議案第34号、平成23年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第35号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第36号、平成23年度福崎町水道事業剰余金処分について、議案第37号、平成23年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水 道 課 長 議案第34号、平成23年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、及び議案第35号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、まずご説明を申し上げます。両議案とも、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

それでは初めに、福崎町水道事業会計決算書の11ページをお開きください。

福崎町の水道事業の事業概要は、本年度は、給水量及び給水収益とも約1%

の減となり営業収益は減少いたしました。また、下水道工事に伴う資産減耗費が増加しましたが、加入分担金の増や経費の節減に努めた結果、利益を得ることができました。

下水道工事に伴う配水管移設工事と共に、漏水調査による漏水箇所の早期修理に努め、有収率は上がり90.5%となりました。

維持管理では、昨年度に引き続き福田水源地塩素無注入検出器の取りつけ、塩田・山崎配水池水位計の修繕、企業団地加圧ポンプの中央監視取り込み、八千種加圧所2号ポンプ電動機・東部工業団地加圧所警報設定器・山崎配水池流量計の更新、井ノ口水管橋の耐震2次診断等を行いました。

また、福崎地区の安定供給を図るため、山崎配水池の施設整備に向け進入路の第1期工事を終え第2期工事の測量等を行いました。そして、高度浄水処理に取り組むための水道事業変更認可申請を行いました。

下の表では、「給水水量等の動き」として、年度別に参考となるものをあらわしております。

議案資料第34号の2ページから4ページに水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

次に、恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをごらんください。

水道事業決算報告書でございます。この決算報告書は予算に対して執行状況を明らかにするため、税込みで表示比較をしております。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款、水道事業収益。予算額合計3億5,606万5,000円、決算額3億4,952万9,287円。予算額に比べ決算額の増減653万5,713円の減。昨年度比0.5%の増。

第1項、営業収益。決算額3億3,038万306円。うち仮受消費税及び地方消費税1,488万8,534円。

第2項、営業外収益。決算額1,914万8,981円。うち仮受消費税及び地方消費税84万1,369円。

第3項、特別利益はございません。

次に支出です。

第1款、水道事業費。予算額3億2,007万2,000円、決算額3億84万382円、不用額1,923万1,618円。昨年度比1.8%の減。

第1項、営業費用。決算額2億8,385万8,796円。うち仮払消費税及び地方消費税527万9,171円。

第2項、営業外費用。決算額1,620万9,536円でございます。

第3項、特別損失。決算額77万2,050円です。

なお、この決算額については消費税納付金が含まれ、附属書類11ページ以降の税抜きの明細書とは合いません。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款、資本的収入。予算額合計1億2,661万8,900円、決算額1億1,696万3,157円。予算額に比べ決算額の増減965万5,743円の減。昨年度比12.3%の増。

第1項、他会計補助金。決算額72万6,676円。

第2項、工事負担金。決算額1億1,623万6,481円。

次に支出でございます。

第1款、資本的支出。予算額合計2億6,799万8,000円、決算額2億

5, 623万8, 406円。地方公営企業法第26条の規定による繰越額192万1, 650円、不用額983万7, 944円。

第1項、建設改良費。決算額2億524万588円。うち仮払消費税及び地方消費税977万3, 361円。

第2項、企業債償還金。決算額5, 099万7, 818円。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3, 927万5, 249円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額420万3, 686円と、過年度分損益勘定留保資金1億507万1, 563円及び減債積立金3, 000万円で補てんしました。

次に、5ページをごらんください。

水道事業損益計算書の説明をいたします。

1. 営業収益は、(1)給水収益から(3)その他営業収益までの3項目合わせまして3億1, 549万1, 772円でございます。

2. 営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費までの6項目合わせまして2億7, 857万9, 625円です。

したがって、営業利益は3, 691万2, 147円でございます。

3. 営業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(3)雑収益までの3項目合わせまして1, 830万7, 612円でございます。

4. 営業外費用は、(1)支払利息と、(2)雑支出を合わせまして、1, 017万5, 516円です。

したがって、経常利益は4, 504万4, 243円になり、昨年度と比べ437万2, 099円の増となりました。

5. 特別利益はございません。

6. 特別損失は77万2, 050円でございます。

したがって、当年度純利益は4, 427万2, 193円となり、前年度繰越利益剰余金845万9, 360円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は5, 273万1, 553円となります。

次に、6ページをごらんください。

水道事業剰余金計算書の資本剰余金について、ご説明申し上げます。

受贈財産評価額の当年度変動額はマイナス126万5, 000円で、当年度末残高は6億1, 198万3, 671円でございます。

工事負担金の当年度変動額は9, 766万8, 660円で、当年度末残高は26億4, 447万7, 103円で、寄附金の当年度変動はなく、当年度末残高は100万円でございます。

その他資本剰余金の当年度変動額は69万2, 072円で、当年度末残高は6, 394万9, 165円で、消火栓設置工事負担金の当年度変動額はマイナス407万9, 864円、当年度末残高は1億982万3, 912円となり、資本剰余金合計の当年度末残高は34億3, 123万3, 851円となります。

続きまして、利益剰余金について説明させていただきます。

減債積立金は、前年度末残高の3, 235万3, 176円に前年度処分類の1, 000万円を合わせまして、当年度変動額3, 000万円を差し引きしますと、当年度末残高は1, 235万3, 176円となります。

建設改良積立金は、前年度末残高の3億7, 080万6, 336円と、前年度処分類の2, 900万円を合わせまして、当年度変動額はございませんので、当年度末残高は3億9, 980万6, 336円となります。

未処分利益剰余金は4, 745万9, 360円から、減債積立金1, 000万

円と建設改良積立金の2,900万円を引き、繰越利益剰余金残高は845万9,360円となり、当年度純利益の4,427万2,193円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,273万1,553円となり、利益剰余金合計の当年度末残高は4億6,489万1,065円になります。

次に、7ページをごらんください。

剰余金処分計算書案について、説明いたします。

当年度未処分利益剰余金は5,273万1,553円で、利益剰余金処分額として減債積立金に1,000万円と建設改良積立金に3,300万円を合わせて4,300万円を処分し、積み立てたいと考えております。

したがいまして、翌年度繰越利益剰余金は973万1,553円となります。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

貸借対照表について、説明をいたします。

資産の部。1. 固定資産として、イ、土地から、ト、建設仮勘定まで合わせまして、固定資産合計は44億9,246万1,018円でございます。

2. 流動資産は、現金預金と未収金、貯蔵品を合わせまして、流動資産合計は6億8,739万1,593円で、資産合計は51億7,985万2,611円となります。

詳細につきましては、議案資料第34号の1ページと7ページをご参照ください。

続きまして、負債の部の3. 流動負債は、未払金とその他流動負債を合わせまして、流動負債合計は177万9,493円で、負債合計は同じく177万9,493円となります。詳細につきましては、議案資料第34号の1ページをご参照ください。

続きまして、資本の部の4. 資本金は、自己資本金と借入資本金で、イの企業債を合わせまして、資本金合計は12億8,194万8,202円となります。

5. 剰余金の資本剰余金は、イ、受贈財産評価額から、ホ、消火栓設置工事負担金を合わせまして、資本剰余金合計は34億3,123万3,851円となります。

利益剰余金は、イ、減債積立金から、ハ、当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計は4億6,489万1,065円となり、利益剰余金合計は38億9,612万4,916円で、資本合計は51億7,807万3,118円となり、負債資本合計は51億7,985万2,611円となります。

資料、議案第34号の7ページから11ページをご参照ください。

次に、12ページをごらんください……。

議長 説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時55分

◇

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

水道課長 決算書の12ページをお開きください。

議会の議決事項につきましては5件です。職員に関する事項は2件でございます。料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

次に、13ページから15ページをごらんください。

建設改良工事は、下水道工事に伴う配水管の移設工事と水道課単独の配水管新

設工事、及び、山崎配水池進入路測量工事等であります。23年度の合計20件、1億3,726万1,338円。22年度繰越事業は4件で5,205万6,000円と、23年度執行分618万9,750円であり、合計で1億9,550万7,088円でございます。

次に、16ページをごらんください。

送配水管等入替の状況につきましては、下水道工事に伴う配水管移設工事等と消火栓4基を新設しました。増加の小計欄の合計が8,052メートル、減少の小計欄の合計が8,647メートルで、差引合計595メートルが23年度で減少した延長でございます。したがって、昨年の総延長18万6,151メートルに、本年度減少延長595メートルを差し引き、23年度総延長は18万5,556メートルで、石綿管の入れかえ処分延長は3,793メートルで、昨年度の総延長3,943メートルから、本年度入れかえ処分延長3,793メートルを差し引き、23年度の総延長は150メートルで、石綿管比率は0.1%になります。

給水工事は121件の工事を行いました。

17ページ、18ページに保全工事及び業務に関する説明をしておりますので、お目通しください。

次に、24ページをごらんください。水道事業会計収益費用明細書について、説明をいたします。

まず、収益であります。

水道事業収益は3億3,379万9,384円で、営業収益は3億1,549万1,772円。内容といたしましては、水道料金から消火栓水使用料までで、この主なものは、水道料金2億9,160万13円と、設計検査手数料の1,509万7,100円でございます。

営業外収益は1,830万7,612円で、内容としましては、預金利息からその他雑収益までで、主なものは、開発協力金が515万5,290円と、分担金が1,040万3,000円でございます。

次に、26ページをごらんください。

費用でございます。

水道事業費用は2億8,952万7,191円。営業費用は2億7,857万9,625円。

原水及び浄水費は水源地に係る費用で、給料から雑費までで3,413万8,844円、主なものは人件費のほか、動力費の1,337万974円です。

配水及び給水費は配水池と給水配水管に係る費用で、給料から、次のページの受水費までで8,782万167円。主なものは人件費のほか、次のページの委託料1,473万4,297円、修繕費が1,121万1,987円、路面復旧費が232万1,180円と受水費の3,223万8,324円です。

総係費は水道に係る通常経費で、給料から雑費までで3,489万9,570円。主なものは人件費と、委託料の765万6,755円です。

そのほかには、減価償却費が6,030万7,371円と、資産減耗費が6,015万7,673円でございます。

営業外費用は、支払利息の935万1,336円と、雑支出の82万4,180円でございます。

特別損失は77万2,050円でございます。

次に、29、30ページをごらんください。水道事業会計資本的収入及び支出明細について説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。

資本的収入は1億1,696万3,157円で、補助金は72万6,676円です。

工事負担金は、消火栓設置工事負担金が79万5,428円と、工事負担金が1億570万7,553円と、給水工事負担金の973万3,500円でございます。

次に、支出であります。資本的支出は2億4,646万5,045円で、建設改良費の1億8,619万7,227円と、給水工事費の927万円と、企業債償還金5,099万7,818円でございます。

次に、31ページをごらんください。固定資産明細書について、説明をさせていただきます。

土地から建設仮勘定までで、合計で、年度末現在高は58億2,001万468円。減価償却累計額の当年度増加額は6,030万7,371円。当年度減少額は1億483万2,398円。累計13億2,754万9,450円になり、差し引きしますと、年度末償却未済額は44億9,246万1,018円になります。

次に、32ページをごらんください。企業債明細について、説明をさせていただきます。

企業債明細書は合計で当年度償還高の5,099万7,818円は、繰上償還の3,908万6,812円を含んでおり、未償還残高は1億7,972万9,953円で、償還利子は935万1,336円であります。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号について、説明をさせていただきます。

それでは、平成23年度工業用水道事業会計決算書の9ページをごらんください。福崎町工業用水道事業の事業概要です。

本年度は、契約水量の変更はありませんでした。給水水量の微増に伴い給水収益も増加となりました。また、経費の節減に努めた結果、利益を得ることができました。

維持管理については、新町水源地3号送水ポンプの更新等を行い安定した供給に努めました。

今後も適切な維持管理を行い、経営の健全化と給水の安定化を図ってまいります。

下の表では「契約水量等の動き」として、年度別に参考となるものをお示しをしております。

資料、議案第35号の2ページから4ページには、料金及び配水量の表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

それでは、恐れ入りますが決算書の1ページ、2ページをごらんください。

工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出について、説明をさせていただきます。

まず収入でございます。

第1款、工業用水道事業収益。予算額合計2,315万5,000円、決算額2,324万1,911円。予算額に比べ決算額の増減8万6,911円の増。昨年度比9.6%の減。

第1項、営業収益。決算額2,315万5,280円。内仮受消費税及び地方消費税110万2,627円。

第2項、営業外収益。決算額8万6,631円。

次に支出でございます。

第1款、工業用水道事業費用。予算額合計2,263万8,000円、決算額2,163万9,858円。不用額99万8,142円。昨年度比12.5%の減。

第1項、営業費用。決算額2,096万3,390円。内仮払消費税及び地方消費税42万6,159円。

第2項、営業外費用。決算額67万6,468円でございます。

なお、決算額については消費税が含まれ、以後の税抜きの明細書とは合いません。

次に3ページをごらんください。工業用水道事業損益計算書について、説明をさせていただきます。

1. 営業収益は、給水収益と受託工事収益で2,205万2,653円でございます。

2. 営業費用は、送水及び配水費から資産減耗費の、4項目合わせまして2,053万7,231円です。

したがって、営業利益は151万5,422円であります。

3. 営業外収益は、受取利息及び配当金と雑収益で、合わせまして8万6,631円で、営業外費用はございません。

したがって、経常利益は160万2,053円で、昨年度と比べ197万6,186円の増となり、前年度の繰越利益剰余金928万8,475円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は1,089万528円になります。

次に4ページをごらんください。

工業用水道事業剰余金計算書の資本剰余金について、説明をさせていただきます。

当年度の資本剰余金の変動はありませんので、当年度末残高は8億2,418万7,912円であります。

利益剰余金について説明をいたします。

利益積立金、建設改良積立金とも変動はありませんので、当年度末積立金残高は2,725万7,393円となります。

未処分利益剰余金は、前年度利益剰余金が928万8,475円で、当年度純利益の160万2,053円を加え、当年度未処分利益剰余金は1,089万528円となり、利益剰余金当年度末残高は3,814万7,921円になります。

次に5ページをごらんください。

工業用水道事業剰余金処分計算書案について、説明をさせていただきます。

当年度未処分利益剰余金は1,089万528円で、建設改良積立金に100万円を処分し、積み立てたいと考えております。

したがって、処分後繰越利益剰余金は989万528円となります。

次に6ページ、7ページをごらんください。

貸借対照表について説明をいたします。

資産の部。1. 固定資産は、イ、土地から、ホ、車両運搬具まで合わせまして、固定資産合計8億6,402万6,436円でございます。

詳細につきましては資料、議案第35号の5ページから7ページをご参照ください。

続きまして、2. 流動資産は、現金預金と未収金を合わせまして、流動資産合計は4,996万9,189円となり、資産合計は9億1,399万5,625円でございます。



負債の部。３．流動負債は、未払金が７０万６，９７８円で、負債合計は７０万６，９７８円です。詳細につきましては資料、議案第３５号の１ページをご参照ください。

資本の部。４．資本金は、自己資本金が５，０９５万２，８１４円で、資本金合計は５，０９５万２，８１４円でございます。

５．剰余金の資本剰余金は、イ、受贈財産評価額と、ロ、工事負担金を合わせて、資本剰余金合計は８億２，４１８万７，９１２円でございます。

利益剰余金は、イ、利益積立金と、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金を合わせて、利益剰余金合計は３，８１４万７，９２１円で、剰余金合計は８億６，２３３万５，８３３円となり、負債資本合計は９億１，３９９万５，６２５円となります。

次に、１０ページをごらんください。

議会の議決事項につきましては４件でございます。職員に関する事項は２件です。料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

次に、１１ページをごらんください。保全工事等の内容について説明をいたしておりますので、お目通しをください。

続きまして、１３ページをごらんください。福崎町工業用水道事業会計収益費用明細書の収益について説明をさせていただきます。

工業用水道事業収益は２，２１３万９，２８４円で、営業収益の内容といたしましては、給水収益の水道料金が２，１６９万２，６５３円でございます。

営業外収益の内容といたしましては、預金利息が７万５，０９６円と、その他雑収益が１万１，５３５円でございます。

次に、１４ページをごらんください。費用の説明でございます。

工業用水道事業費用は、２，０５３万７，２３１円で、営業費用は、送水及び配水費で、事業に係る経常経費で、給料から負担金までで１，８５９万７，０１６円。この主なものは、給料と、動力費５３５万５，７２３円でございます。

受託工事費は２８万７，０００円でございます。減価償却費は１６５万３，２１５円であります。

次に、１６ページをごらんください。

固定資産明細書は、土地から車両運搬具まで合計で、年度末現在高は８億８，３４５万６，０６３円。減価償却累計額の当年度増加額は１６５万３，２１５円で、当年度減少額はありませぬので、累計１，９４２万９，６２７円になり、差し引きしますと、年度末償却未済額は８億６，４０２万６，４３６円となります。

以上で、議案第３５号の説明を終わらせていただきます。両議案ともよろしくご審議を賜り、認定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第３６号につきまして、説明をさせていただきます。

議案第３６号につきましては、議案第３４号に関係いたしまして、水道事業会計の剰余金を減債積立金に１，０００万円、建設改良積立金に３，３００万円を処分したいので、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、水道事業会計の決算書７ページに、「剰余金処分計算書（案）」ということでお示しをしております。４，３００万円を処分することを議案としてお願いをしております。

続きまして、議案第３７号につきまして、説明をさせていただきます。

議案第３７号につきましては、議案第３５号に関係をいたしまして、工業用水道事業会計の剰余金を建設改良積立金に１００万円を処分したいもので、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内

容につきましては、工業用水道会計の決算書5ページに、「剰余金処分計算書（案）」をお示ししております。

よろしくご審議を賜りまして、両議案とも承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上で終わらせていただきます。

議 長 ただいま、担当課長からの説明が終わりましたが、議案に対して監査委員からの意見書が提出されておりますので、事務局から朗読し、その後、監査委員から補足説明を求めます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに監査委員から補足説明を求めます。

代表監査委員 それでは、平成23年度水道事業会計及び工業用水道事業会計に対する審査意見を申し上げます。

水道事業会計及び工業用水道事業会計について、去る5月17日、志水監査委員とともに第1委員会室において、長澤水道課長及び同課橋本課長補佐、中農庶務係長の出席を求め、事業報告及び政令で定める予算区分に従って作成された関係書類の説明を求め慎重に審査した結果、次の審査内容、意見を提出する。

#### I. 水道事業会計

審査に付された水道事業会計決算諸表を照合し、計数的に適正であると認めた。

本年度の給水戸数は7,544戸で、集合住宅の関連等で昨年度に比べ111戸増加している。しかしながら、給水量は昨年度と比べ2万3,204立方メートル減少し、料金収入も353万5,530円減少している。住民の節水意識の高まりと思われる。

##### （1）収益的収支

収益的収入は、予算現額3億5,606万5,000円に対し、決算額は3億4,952万9,287円となっており、予算対比で653万5,713円の減、昨年度対比182万172円の増となっている。営業収益は、予算対比419万7,694円の減、昨年度対比では424万5,340円の減となっている。その主なものは水道料金である。営業外収益は予算対比232万8,019円の減、昨年度対比606万5,512円の増となっている。それは雑収益の分担金の増加によるものである。

収益的支出は、予算現額3億2,007万2,000円に対し、決算額は3億84万382円となっており、予算対比1,923万1,618円の減、昨年度対比554万5,737円の減となっている。

収益的支出が昨年度の決算額より減少した理由は、下水道工事に伴う配水管移設工事の資産減耗費が大幅に増加しているが、千束水路仮設工事が完了したことによる営業費用が減少したこと、支払利息が減少したことによる営業外費用が減少したこと、その他経費の節減に努めたためである。なお、不納欠損処理は26件で77万2,050円であった。

##### （2）資本的収支

資本的収入については、予算対比965万5,743円の減、昨年度対比1,281万2,012円の増となっている。これは下水道工事に伴う配水管移設工事負担金の増によるものである。

資本的支出については、予算現額2億6,799万8,000円に対し、決算額は2億5,623万8,406円となっているが、翌年度繰越額192万1,650円を除いた不用額は983万7,944円となっている。昨年度対比8,659万2,556円の大幅な増となっており、資本的支出の主なものは、下水道工事に伴う配水管移設工事、消火栓の設置等改良工事である。資本的支出が増

加した要因は建設改良費が昨年に比べ5,024万6,090円増加したことに加え、高金利の企業債を繰上償還したためであり、企業債償還金は昨年度の決算額と比べると3,634万6,466円の増となっている。なお、西治ほ場整備に伴う配水管移設工事の一部を24年度に繰り越している。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億3,927万5,249円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額420万3,686円、過年度分損益勘定留保資金1億507万1,563円、減債積立金3,000万円で補っている。

本年度の石綿管の入替は処分も含め3,793メートルで、残りは150メートルを残すのみとなった。漏水箇所の修理件数は72件であり、早期修理を進めることで有収率が0.1%上がり90.5%となっている。なお、4基の消火栓増設を図っている。

本年度は、給水量、給水収益も減少する中で、4,427万2,193円の利益を確保している。

審査の結果。

1、配水総量、給水量が減少する中、純利益は4,427万2,193円と前年を大幅に上回る成果を上げられた。今後もさらなる経費節減に努められ、経営の安定を図られたい。なお、本来の使命である安心安全な水の安定供給に努められたい。

2、余裕資金は可能な限り運用に努力されたい。

3、未収金については回収が進んでいるがさらなる努力をされたい。

## II. 工業用水道事業

審査に付された工業用水道事業会計決算諸表を照合し、計数的に適正であると認めた。

本年度は、給水水量並びに給水収益とも増加している。

収益的収入は、予算対比8万6,911円の増、昨年度対比では247万464円の減となっている。収益的支出については、予算対比99万8,142円の減、昨年度対比310万3,526円の減となっている。

その結果、事業収益2,324万1,911円、事業費用2,163万9,858円で、160万2,053円の純利益を確保されている。

審査の結果であります。

1、今後も企業への安定した水の供給に努め、さらなる経費削減と維持管理に工夫をすることで、さらなる黒字体質に向けた経営努力を要望する。

2、水道事業・工業用水道事業における管理職並びに職員の人件費は、各事業の勤務の実態に応じた配分で計算すべきでないか検討をお願いしたい。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 城谷代表監査委員には、補足説明まことにありがとうございました。

次、議案第38号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第38号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成23年9月22日に「障害者自立支援法の一部を改正する法律」が公布され、平成23年10月1日に施行されたことに伴う改正でございます。

障害者自立支援法第5条第1項に規定している「障害福祉サービス」に、同条第4項にて「同行援護」——ガイドヘルパーのサービス内容が規定されたため、

改正前の第4項以降が順次繰り下がるため、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

また、平成24年2月23日にも「障害者自立支援法の一部を改正する法律」が公布され、障害者自立支援法第5条第8項の「児童デイサービス」が削除され、児童福祉法へ移行したことにより、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正を行い、整理するものです。

なお、この一部改正は、福崎町消防団員等公務災害補償条例に実質的な影響はなく、また適用を受ける福崎町消防団員等はおられません。

それでは、議案第38号資料1ページをお開きください。

第1条関係の、福崎町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表をごらんください。

第9条の2第1項第2号中、「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるものです。

2ページをお開きください。

第2条関係では、第9条の2第1項第2号中、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は平成23年10月1日から適用し、第2条は平成24年4月1日から適用するものです。

よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

議 長 次、議案第39号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水 道 課 長 議案第39号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料、議案第39号の新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、事業認可の変更に当たり、経営の基本となる給水人口、1日最大給水量及び文言の整理により改正をするものでございます。

改正内容は、第2条第2項中「給水区域及び給水人口並びに1日最大給水量」を「基本計画」と改め、また同項第2号中、「2万2,000人」を「1万9,400人」に、同項第3号中、「1万1,500立方メートル」を「1万立方メートル」に、同条第3項中、「給水区域及び1日の給水能力」を「基本計画」にそれぞれ改めるものでございます。

附則として、この条例は平成24年7月1日から施行するものでございます。

今回の事業認可変更は、目標年次を平成32年に、給水人口は平成24年で1万9,400人、1日最大給水量を平成32年で過去10年間の使用実績等から1万立方メートルと計画をいたしました。

以上で、議案第39号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次、議案第40号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について及び議案第41号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企 画 財 政 課 長 議案第40号について、ご説明申し上げます。

平成24年度一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1,620万円を追加し、補正後の予算総額を70億820万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の内容であります。

議案第40号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第41号について、ご説明申し上げます。

本議案は、田原幼稚園及び町民第2グラウンドの敷地となっている西田原字西畑1458番と1459番について、民法第162条の規定による所有権の時効取得を援用して、共有持分移転登記手続請求の訴えを提起するため、議会の議決をお願いするものです。

訴えの相手方は、登記名義人97名中6名に係る相続関係人で、総数は57名となりますので、議案の別紙として一覧にお示しをしております。なお、対象となる登記名義人は議案第41号資料としてお示しをしておりますので、ご参照ください。

本件訴えの提起に係る議案は4回目となります。土地の経緯並びに訴えの提起に至った理由等につきましては、平成23年6月議会での説明のとおりでありますので、簡潔に申し上げます。

対象物件の2筆は、当町保管の土地台帳では昭和26年に寄附によって田原村に所有権移転したと記されておりますけれども、所有権移転登記には至っておりません。登記名義人97名に係る相続関係人は現時点で実数900人近くとなっており、すべての方に同意をいただいた上で所有権移転登記手続をするには相手方にも負担が発生いたしますし、困難も予想されることから、訴えを提起してそれぞれの持分移転登記の手続を求めるものでございます。

本件によりまして、登記名義人のうち93名に係る相続関係人に対して訴えを提起することになりますが、残る登記名義人4名につきましては、相続人がいないなど特殊な状況でございますので、手続等につきましては、今後、関係機関と協議しながら進めてまいります。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第42号、工事請負契約について、議案第43号、工事請負契約について、議案第44号、工事請負契約について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第42号、議案第43号及び議案第44号について、ご説明を申し上げます。

3議案の工事につきましては、平成24年5月28日に一般競争入札に付したもので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案第42号について、ご説明をいたします。

工事名は、西光寺地区下水道面整備工事(第3工区)で、契約金額は8,221万5,000円。契約の相手方は、福崎町高橋の株式会社広築福崎営業所でございます。

議案第42号資料1ページに入札の結果をお示ししております。

議案第42号資料2ページに位置図をお示ししておりますので、ごらんください。

整備区域は主に町道東大貫溝口線の北側で、西側は上井郷水路から県道西田原姫路線の東側の範囲でございます。

資料3ページに第3工区の下水管路をお示ししておりますので、ごらんください。

い。

工事概要を右下にお示ししております。工事総延長は2,603メートル、このうち管布設工の口径150ミリが2,452メートル、口径75ミリが151メートルで、マンホール設置工が102カ所、取付管及び公共ます設置工が92カ所となっています。

続きまして、議案第43号について、ご説明いたします。

工事名は、西光寺地区下水道面整備工事（第4工区）で、契約金額は6,783万円。契約の相手方は、姫路市広畑区の株式会社平野組でございます。

議案第43号資料1ページに入札の結果をお示ししております。

次の2ページに位置図をお示ししておりますので、ごらんください。

整備区域は主に西光寺集落の墓地周辺と、中国縦貫自動車道南側の上井郷水路と県道西田原姫路線に囲まれた範囲でございます。

資料3ページに第4工区の下水管路をお示ししておりますので、ごらんください。

工事概要を右下にお示ししております。工事総延長は2,077メートル、このうち管布設工、口径150ミリが2,077メートルで、マンホール設置工が97カ所、取付管及び公共ます設置工が69カ所となっています。

続きまして、議案第44号について、ご説明いたします。

工事名は、西光寺地区下水道面整備工事（第5工区）で、契約金額は6,594万円。契約の相手方は、姫路市広畑区の株式会社平野組でございます。

議案第44号資料1ページに入札の結果をお示ししております。

次の2ページに位置図をお示ししておりますので、ごらんください。

整備区域は、主に桜下池の西南から福崎東中学校の東側の西光寺集落東部の範囲でございます。

資料3ページに第5工区の下水管路をお示ししておりますので、ごらんください。

工事概要を右下にお示ししております。工事総延長は1,785メートル、このうち管布設工の口径300ミリが266メートル、口径150ミリが1,519メートルで、マンホール設置工が61カ所、取付管及び公共ます設置工が47カ所となっています。

工期につきましては、3議案とも各資料1ページの入札結果表の最下段のとおり、平成25年2月28日までとしております。

以上で、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の説明とさせていただきます。3議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いたします。

議

長 以上で、本定例会1日目の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時45分